

議案第 78 号

海老名市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正について

海老名市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行による住民基本台帳法の改正に伴い、所要の改正を行うため

## 海老名市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例

海老名市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成19年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「住民基本台帳法」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）の利用について、同法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法」に、「「法」」を「「旧法」」に、「同条第1項に規定する住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）」を「住基カード」に改める。

第2条中「法第30条の44第12項」を「旧法第30条の44第12項」に改める。

第3条中「法の」を「旧法の」に改める。

### 附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。